

消費税及び地方消費税の更正の請求書

 令和 年 月 日 税務署長殿		納 税 地	( 千 ー )	※整理番号	
		( フ リ ガ ナ )		( 電 話 ー ー )	
		法 人 名			
		法 人 番 号			
( フ リ ガ ナ )					
代 表 者 氏 名					
国税通則法第23条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自 令和 年 月 日 課税期間の 消費税法第56条 至 令和 年 月 日 令和 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の 請求をします。					
記					
区 分				更 正 の 請 求 金 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 標 準 額 ①			000円	
	消 費 税 額 ②				
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③				
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④			
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦				
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨			00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩			00	
	納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪			00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫			00	
	こ の 請 求 前 の 既 確 定 税 額 ⑬				
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税標準となる消費税額		控 除 不 足 還 付 税 額 ⑭		
			差 引 税 額 ⑮		00
	譲 渡 割 額	還 付 額 ⑯			
		納 税 額 ⑰		00	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑱			00	
	納 付 譲 渡 割 額 (⑰-⑱) ⑲			00	
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑱-⑰) ⑳			00	
こ の 請 求 前 の 既 確 定 譲 渡 割 額 ㉑					
(更正の請求をする理由等)					
修正申告書提出年月日		令和 年 月 日		添付書類	
更正決定通知書受理年月日		令和 年 月 日			
還付される税金の 受 取 場 所		イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合			ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
		銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
税理士署名					
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号 確認	整理 簿
				備考	通信 日付印
					年 月 日
					確認

(裏面)

## 消費税及び地方消費税の更正の請求書の記載要領

- 1 この請求書は、国税通則法第23条《更正の請求》又は消費税法第56条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》並びに地方税法附則第9条の4《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定により更正の請求をする場合に使用するものです。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限から5年以内（注）
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 消費税法第56条の規定に基づいて提出する場合	請求の起因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

注1 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する申告については1年以内となります。

2 消費税法第46条《還付を受けるための申告》に規定する申告書に係る更正の請求を行う場合の提出期限については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 地方消費税についても消費税の例により、この請求書によって提出することとなります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付して下さい。

- 4 この請求書の各欄の記載は、次によります。

- (1) 「納税地」欄等は、納税申告書の書き方の要領によって記載してください。
- (2) 本文中の「令和 年 月 日付 申告・更正・決定に係る」の箇所は、更正の請求をする納税申告書等の対象課税期間又は更正若しくは決定通知書の日付を記載し、かつ、「申告」、「更正」又は「決定」のいずれかを○で囲んでください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、当該理由、事情等をできるだけ詳しく記載してください。

なお、国税通則法第23条第2項《更正の請求》の規定に基づき更正の請求をする場合には、同項、国税通則法施行令第6条第1項《更正の請求》に規定する理由の生じた日及びその理由を具体的に記載してください。

- (4) 「修正申告書提出年月日」又は「更正決定通知書受理年月日」欄には、消費税法第56条《前課税期間の消費税額等の更正に伴う更正の請求の特例》の規定に基づき更正の請求をする場合に記載してください。
- (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。  
また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 更正の請求の対象が仮決算による中間申告、確定申告又は還付請求申告である場合には、消費税法第43条第3項《仮決算をした場合の中間申告の記載事項等》、第45条第5項《課税資産の譲渡等についての確定申告》又は第46条第3項《還付を受けるための申告》に規定する書類（付表1～5-3のうち該当するもの）を添付してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください